

利尻町告示第20号

特定空家等の解体・撤去・処分について

次の建築物及びこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（以下「空家等」という。）の所有者又は管理者であって、確知できない者（以下「所有者等」という。）について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第10項後段の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年 7月13日

利尻町長 保野 洋



1 空家等の所在

北海道利尻郡利尻町杓形字富士見町137番地、7番地20

2 空家等の家屋番号等

| | |
|-------------|----------------|
| 家屋番号 | 7番17号 |
| 種類（主である建物） | 工場（併設する事務所等含む） |
| 構造（主である建物） | 在来軸組及び鉄骨造 |
| 床面積（主である建物） | 258.61㎡ |

3 必要な措置の内容

空家等を解体・撤去・処分すること

4 必要な措置を命ずべき理由

当該空家等は、屋根、外壁、シャッター等が破損し、それらが飛散することによって保安上危険となるおそれがあるとともに、老朽化したドラム缶や建築部材等が放置されていることにより、内容物の漏洩や多数のはえ、蚊等が発生するおそれがあり、地域住民の日常生活に支障を及ぼすなど、衛生上有害な状態であることと、周囲の景観上ふさわしくない状況である。

よって、当該建築物（既に倒壊したものを含む。）及びこれに附属する工作物等の全部について、法第2条第2項に規定する「特定空家等」の要件を具備し、かつ、周辺的生活環境の保全を図るため特に必要があると認め、所有

者等に対して3の措置を履行するよう命じようとするものである。

5 履行期限

平成30年 8月12日

6 利尻町長による措置

所有者等が、5の履行期限までに3の措置を履行しないときは、法第14条第10項の規定により所有者等の負担において、町長又は町長が命じたもの若しくは委任したもの（以下「町長等」という。）が、3の措置を行うことがある。

7 動産等の取扱い

町長等が3の措置を行うときは、一見して明白に相当の価値があるものと認められない限り、空家等の中及びその敷地に残置されている動産等を撤去・処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、5の期限までに運び出し又はその者を指定して保管若しくは引き渡すよう通知すること。

8 問合せ先

利尻町総務課 電話：0163-84-2345

Fax：0163-84-3553